

教務規程の改定について（お知らせ）

教務部

8 気象警報時の措置について

適用される「気象警報」

「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」

適用されない「気象警報」

「波浪警報」・「津波警報」

このうち「気象警報」が「養父市」（あるいは兵庫北部または但馬南部）及び「朝来市」「豊岡市・香美町・新温泉町」（あるいは但馬北部）に発令された場合は、次のように行動すること。

1 平常授業日等の気象警報発令時の措置

気象警報発令地域	養父市に発令（または <u>兵庫</u> 北部または但馬南部）	朝来市、豊岡市、香美町、新温泉町だけに発令（または但馬北部）
① 6：30の時点で発令	臨時休校とする	発令地域の生徒は公欠とする （その他の生徒は登校）
② 6：30から始業時間までに発令	臨時休校とする 登校中の場合は安全に配慮して 帰宅する	発令地域の生徒は公欠とする 登校中の場合は安全に配慮して 帰宅する

※改定のポイント：午前9時までに警報が解除された場合は安全を確認して登校するという措置を削除しました。

2 考査期間中及び午前中授業日の気象警報発令時の措置

- (1) 午前6：30の時点で養父市（または兵庫北部または但馬南部）に警報が発令されている場合、もしくは、始業までに警報が発令された場合は、臨時休校とする。
- (2) 臨時休校となった日の考査は、当初考査時間割の最終日の翌日に実施する。

3 交通途絶時の措置

警報が発令されていなくても、地域により公共交通機関が不通など、登校に支障がある場合は公欠とする。その他、状況により協議のもと、公欠にする場合がある。

【生徒手帳 19～21 ページ、「入学のしおり」10 ページの記載内容の変更です】